

京都市告示第 3 5 2 号

町の区域の変更について、地方自治法第 2 6 0 条第 2 項の規定により、告示します。

なお、その効力は、土地区画整理法第 1 0 3 条第 4 項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第三地区土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から生じます。

平成 2 5 年 1 0 月 2 5 日

京都市長 門川 大作

京都市左京区の区域のうち、次の土地並びにその土地に隣接し、又は介在する道路及び水路を岩倉幡枝町に編入する。

町 名	地 番
静 市 市 原 町	7 5 0 の 2
同 上	7 5 1 の 1
同 上	7 5 1 の 2
同 上	7 9 1
同 上	7 9 2
同 上	7 9 3
同 上	7 9 5
同 上	8 1 3
同 上	8 1 4
同 上	8 3 5
同 上	8 3 7
同 上	8 3 9 の 1
同 上	8 3 9 の 2
同 上	8 3 9 の 3
同 上	8 4 0
同 上	8 4 0 の 2
同 上	8 4 0 の 3

同	上	840の4
同	上	840の5
同	上	840の6
同	上	840の7
同	上	841
同	上	843
同	上	847
同	上	848

備考 地番は、平成24年5月10日現在のものである。

(建設局都市整備部市街地整備課)